

# 第4回越谷ごちゃまぜの会

## 行政における 地域共生社会の推進について

～いきいきと暮らせる福祉のまちを目指して～



令和5年11月12日(日)

越谷市役所 地域共生部 地域共生推進課

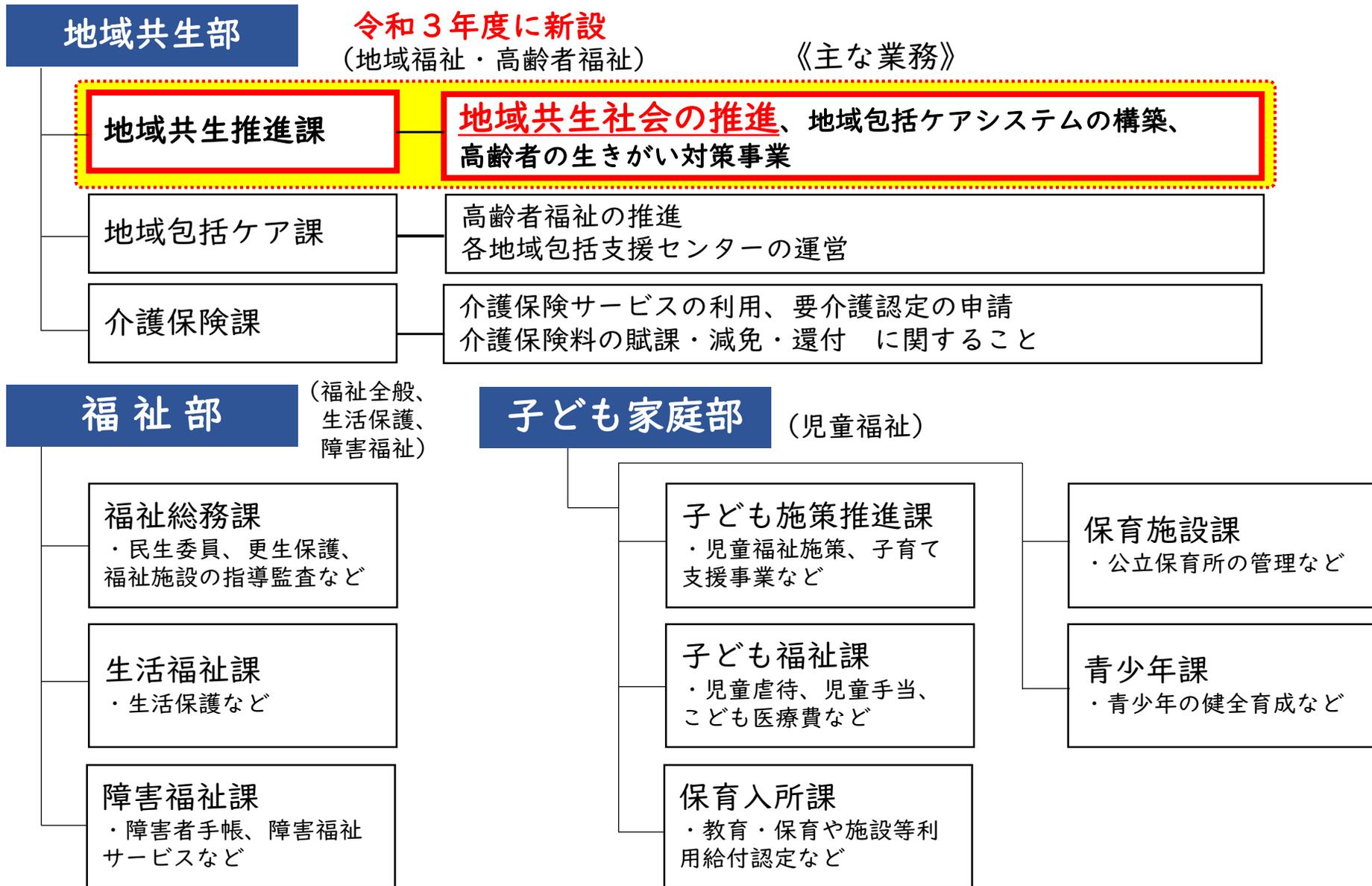
## ■ 越谷市役所の組織 (R5.4.1現在)

全体で… 22部・77課



(「越谷市行政機構図(令和5年4月1日)」を加工)

## ■ 越谷市役所の福祉関連組織（3部・11課）

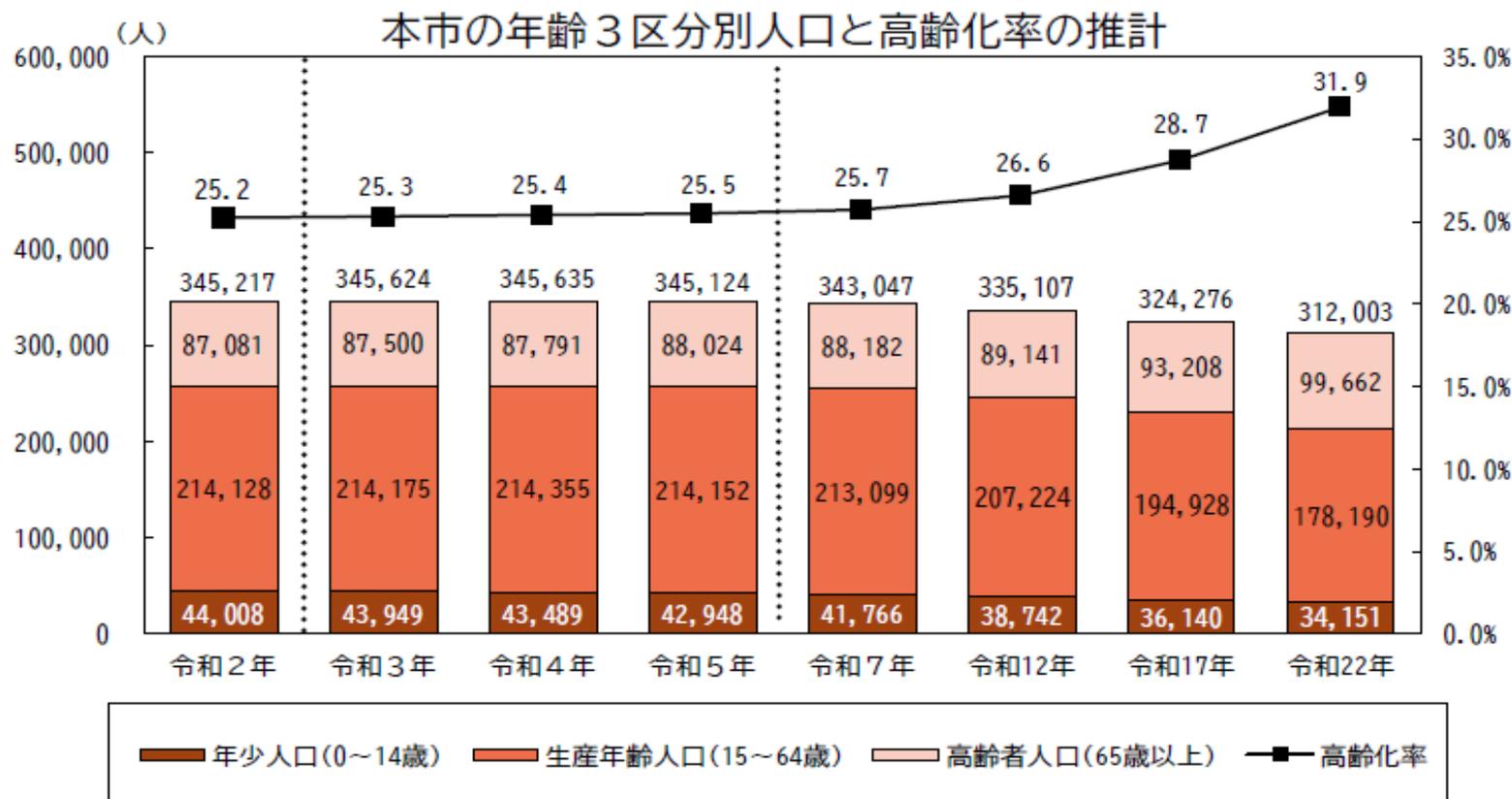


## ■ 越谷市の総人口

✓ 推計上は、**令和4年(2022年)をピークに減少**  
34万5,635人

✓ 実際には、**令和3年(2021年)をピークに減少**  
34万5,487人

推計よりも  
1年早い



(第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より。R2は実績値、以降は推計値 各年10月1日時点)

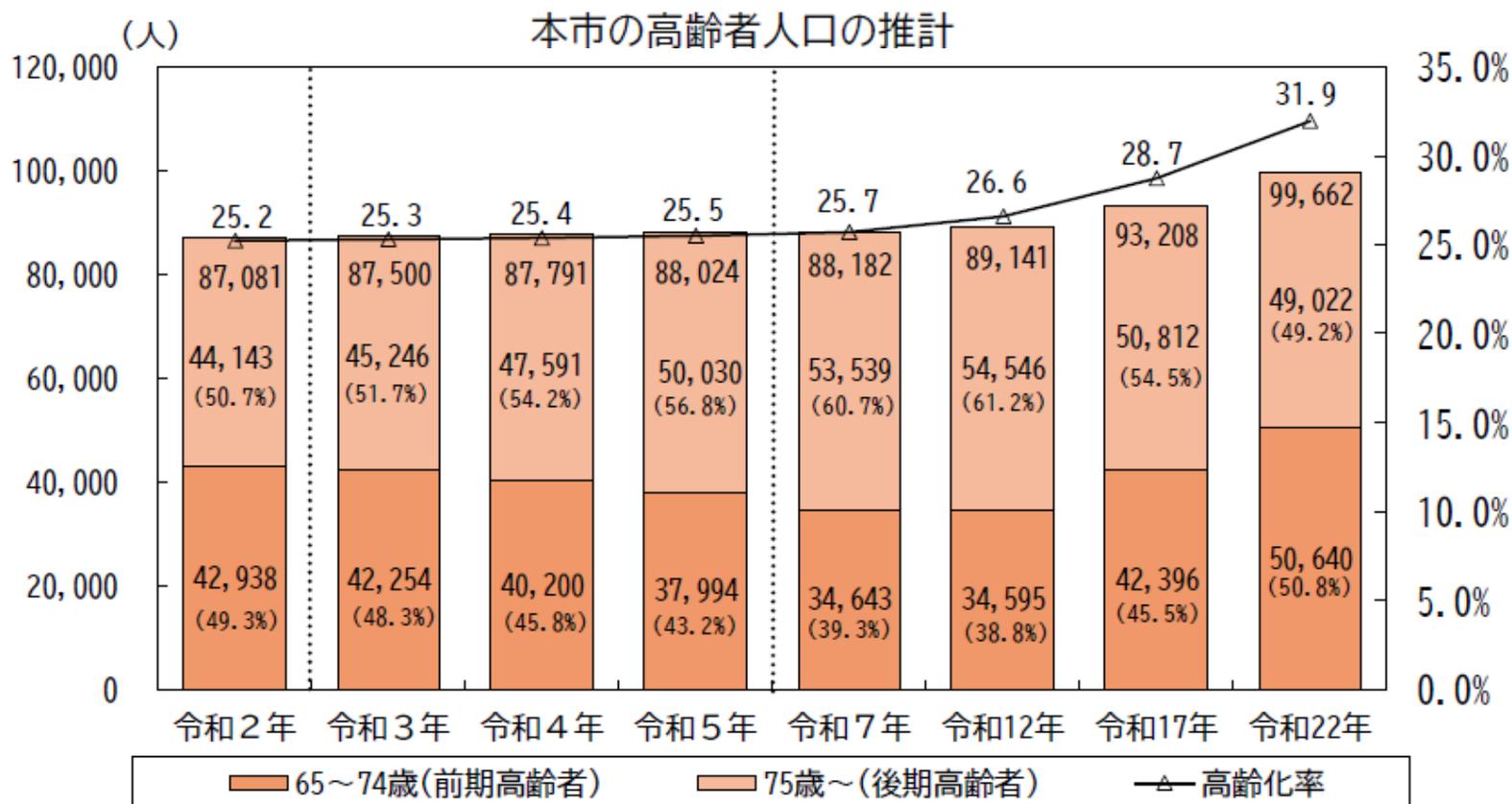
## ■ 高齢者人口の推移

- ✓ 高齢者人口は引き続き増加
- ✓ 特に75歳以上の後期高齢者の比率が高くなる

高齢化率(R5.4.1)

**25.5%**

4人に1人が高齢者！



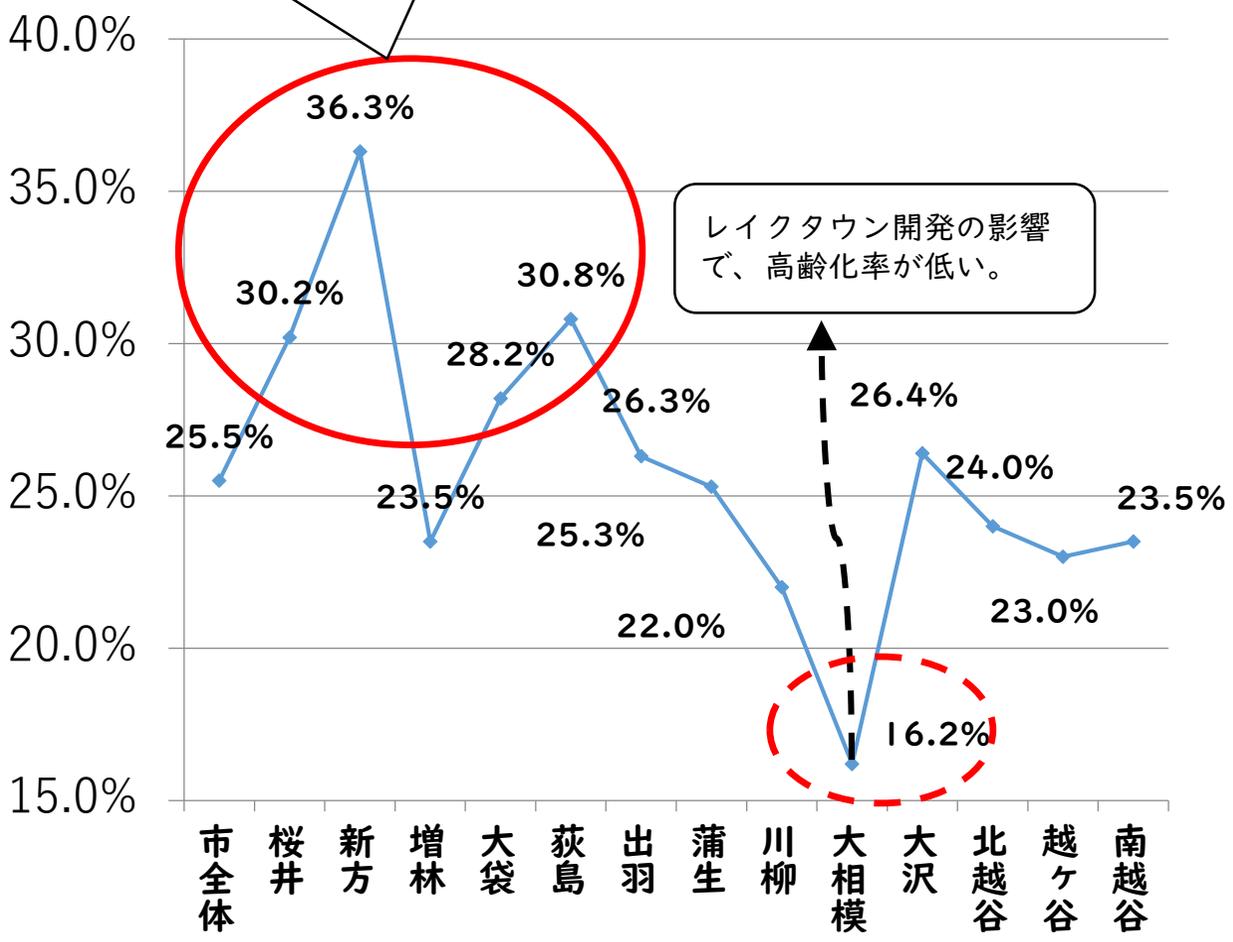
(第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画より。R2は実績値、以降は推計値 各年10月1日時点)

## ■ 各地区高齢化率 (R5.4.1現在)

- ✓ 高齢化率が**高い** … 新方・荻島・桜井・大袋
- ✓ 高齢化率が**低い** … 大相模

市内の北部地域は特に高齢化率が高い。  
新方地区は3人に1人以上が高齢者。

レイクタウン開発の影響で、高齢化率が低い。



(越谷市のコミュニティ区域13地区)

## ■ 人口減少や少子高齢化が進行すると…

1960年



胴上げ型

11.2人で1人の高齢者を支える

2020年



騎馬戦型

2.0人で1人の高齢者を支える

2060年



肩車型

1.3人で1人の高齢者を支える

(COCOCOLOR EARTHホームページより引用)

▶ 年金など社会保障格差、医療・介護の担い手不足、経済成長の低迷などが予想されている。

## ■ 福祉課題の事例

### ① 8050問題 …

80代の親が50代の子どもの生活を支える問題。

背景には子の「ひきこもり」の問題がある。生活困窮と介護が同時に生じるなど、親子が社会的に孤立し、生活が立ち行かなくなる深刻なケースが目立ち始めている。



内閣府の調査(2019年)によると、40～64歳で、ひきこもり状態にある人は **61万3000人**



(NHK福祉情報サイト「ハートネット」より引用)

## ■ 福祉課題の事例

### ② **ダブルケア** ...

「子育て」と「親や親族の介護」を並行して担わなければならない状態のこと。ダブルケアを行う人の身体的・精神的負担が大きくなるため、社会問題となっている。



**子育てと親の介護**を同時におこなう  
30代・40代に多いダブルケアラー

(健康をとり戻す応援サイト「OGスマイル」より引用)

内閣府の推計(2016年)によると、  
ダブルケアに直面する人は

**約25万人**



課題が複雑・複合化する中で…

行政だけ・地域だけでは課題を解決できない



**制度や分野を超えた「つながり」「支え合い」が必要！**

地域福祉推進のポイントとなる

4つの助け合い



「つながり」「支え合い」においては、

自助

互助

が重要！



## ■ 国の動向

平成28年7月

### 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置

- ・地域共生社会の実現に向け、地域づくりを「我が事」として取り組む仕組みづくりや公的サービスを含めた「丸ごと」の総合支援体制の整備を進めるため設置

平成30年4月

### 社会福祉法改正【地域共生社会の理念を規定】

- ・「我が事・丸ごと」の地域福祉の推進（法第4条）
- ・包括的支援体制の推進（法第106条の3）
- ・地域福祉計画策定が、福祉分野の課題を横断的に記載する上位計画となる（法第107条）

令和3年4月

### 社会福祉法改正

### 【地域共生社会の実現に向けた具体的手法を規定】

- ・重層的支援体制整備事業（法第106条の4～第106条の11）

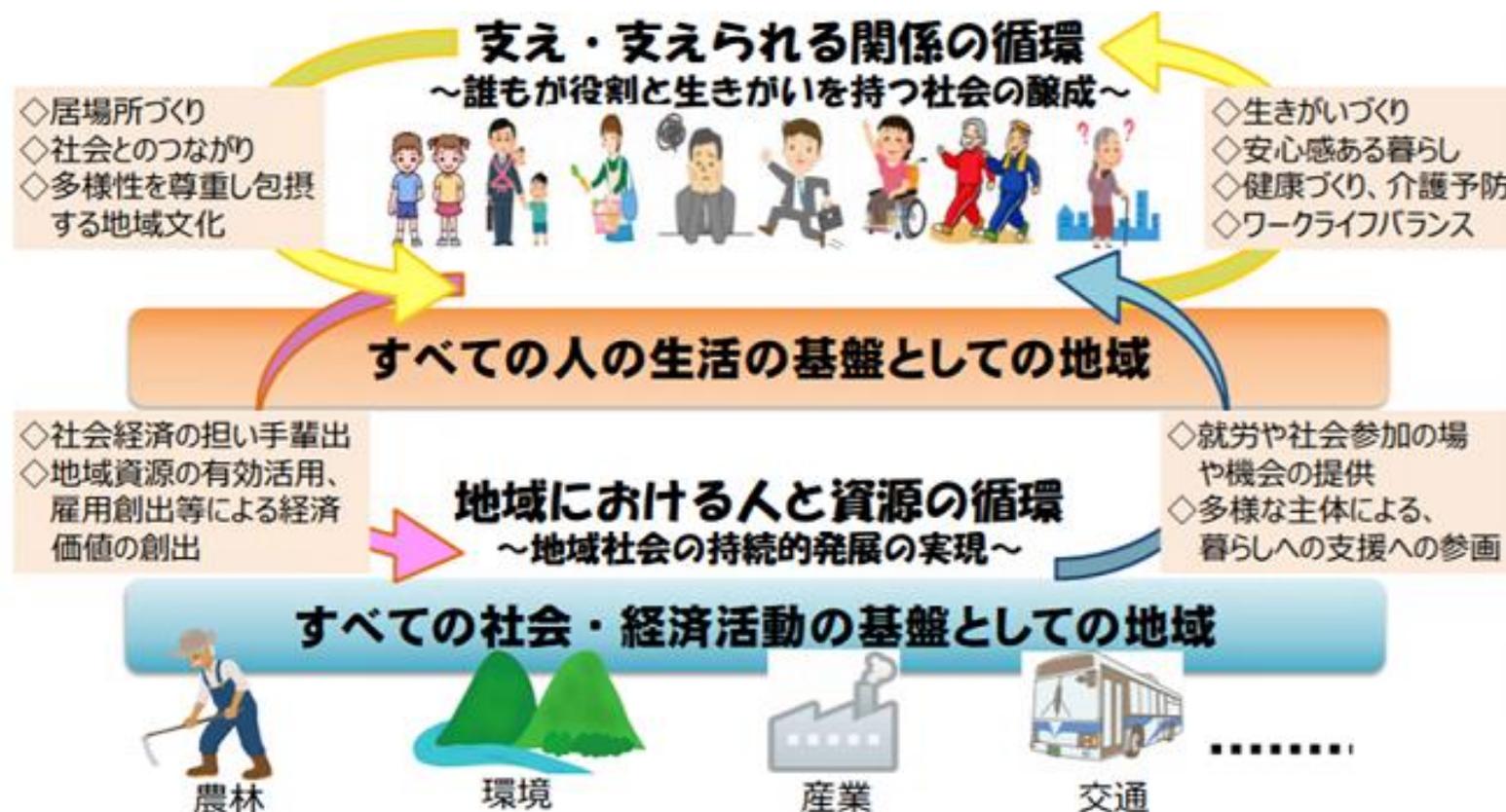
越谷市では令和4年度から実施

（R5.4.1現在 県内：7自治体、全国：134自治体）



## ■ 地域共生社会とは

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。



(厚生労働省HPより引用)

## ① 地域福祉計画の推進

(社会福祉法第107条に基づく福祉分野の上位計画)

### 基本理念

すべての市民が生涯にわたり、  
すこやかに、いきいきと、人  
間らしく、安心して暮らすこと  
ができる福祉のまちを実現する

### 計画期間

令和3年度～令和7年度  
(2021年度) (2025年度)

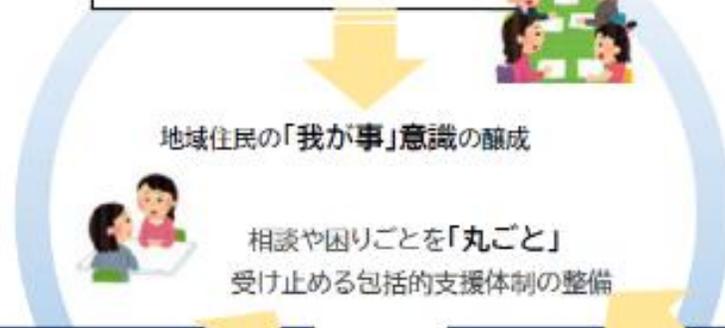


▶ 地域福祉の羅針盤として各種施策を展開

## ■ 地域福祉計画における3つの重点事業

**基本目標①**  
市民の主体的な参画と協働による地域課題の  
発見・解決を推進します

➤ **重点事業1** (34ページ)  
地区版福祉 SOS ゲームを多くの  
市民に体験してもらいます。



**基本目標②**  
適切な支援を受けられるための  
包括的な支援体制を強化します

➤ **重点事業2** (35ページ)  
地域福祉に関わる関係団体の  
交流・連絡の機会をつくります。



**基本目標③**  
一人ひとりがいつまでも自分らしく安全・  
安心に暮らせる地域をつくります

➤ **重点事業3** (36ページ)  
複合化・複雑化した解決が困難  
な問題に対応していくため、庁内  
連携のしくみをつくります。



地域福祉計画の3つの基本目標に紐づく3つの重点事業を掲げています。

### 重点事業1

福祉SOSゲーム等を  
活用した地域力の向上

### 重点事業2

地域福祉に関わる関係団体  
の交流・連絡の機会の創出

### 重点事業3

分野横断型の包括的な  
相談支援体制の構築

## 重点事業①

### 地区版福祉SOSゲーム

ケースカードと地区のマップを活用し、地域住民が、「福祉課題」「社会資源」「必要に応じて適切な専門機関につなぐ」という流れを育む

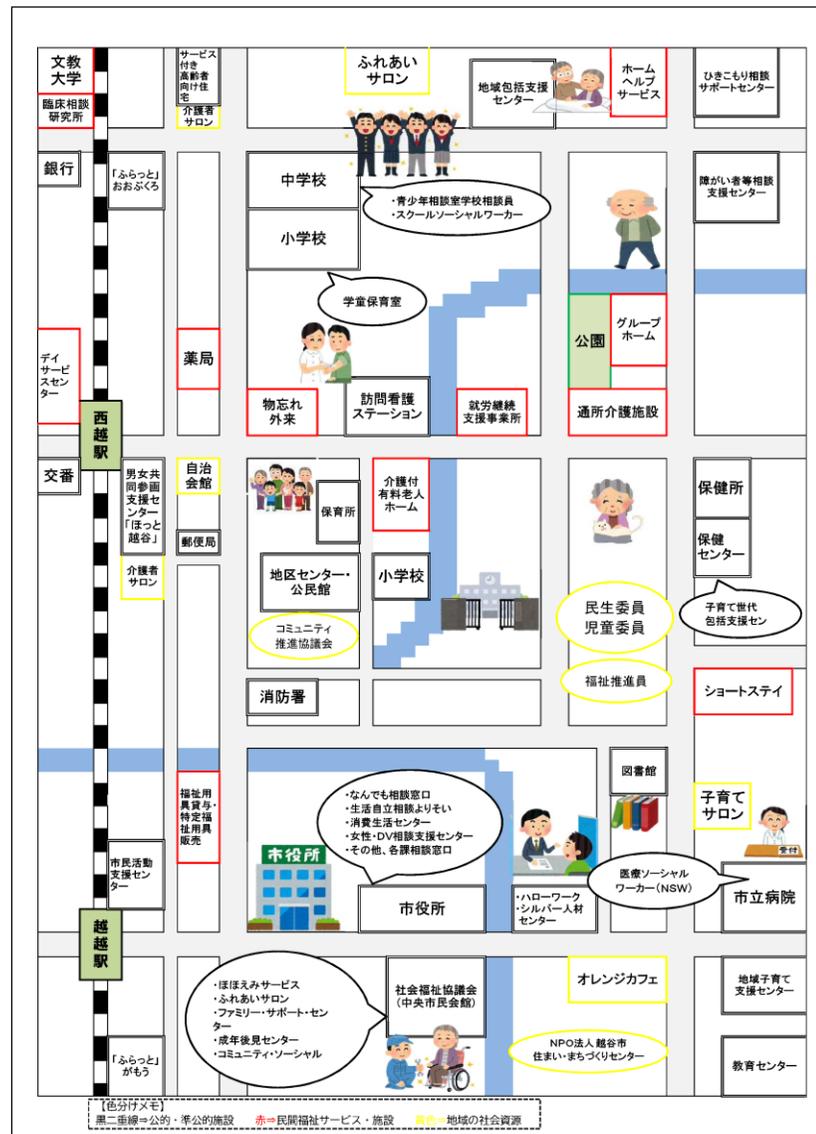


妻からの相談 No. 1

世帯構成			
世帯主	イハラ	ケイイチ	伊原 圭一
男性	80 歳	無職(年金)	
妻	イハラ	マサコ	伊原 雅子
女性	75 歳	無職	
子	イハラ	ケン	伊原 哲
男性	50 歳	無職	

**相談内容**

子どもから暴力を受けている。子どもは長い間ひきこもり状態で、今は年金で細々と生活をしている。私たちが亡くなったら、息子はどやって暮らしていくのだろうか。

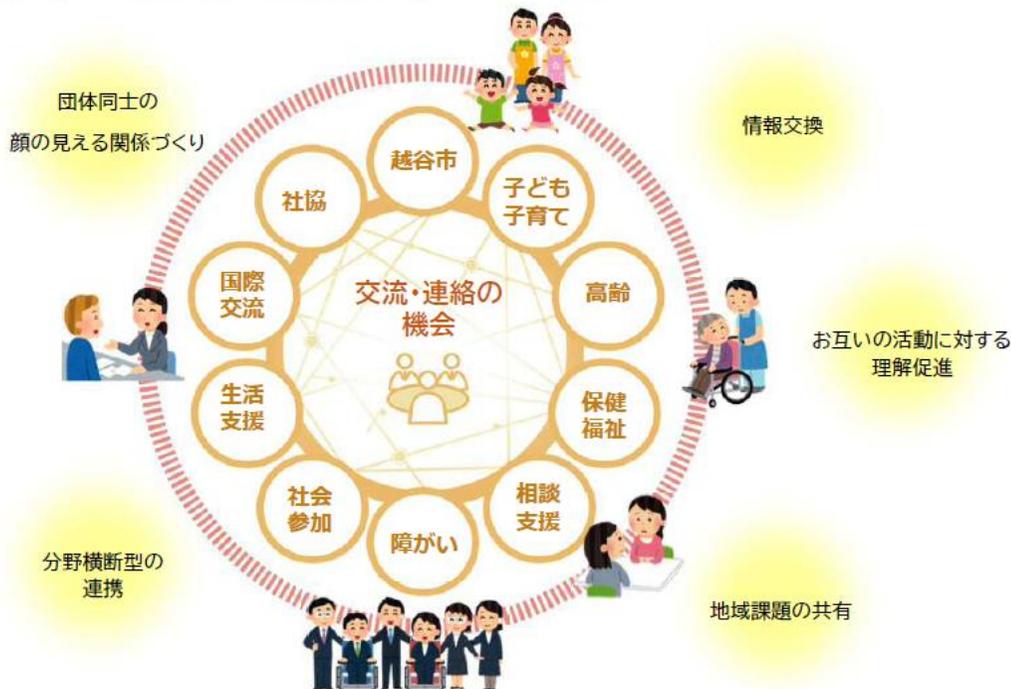


## 重点事業②

### 福祉関係団体の交流・連絡機会の創出

団体・組織同士が連携を強化するため、  
交流・情報交換の場を設ける

地域福祉に関わる関係団体の交流・連絡の機会 イメージ図



#### 【出席団体等】

- ・ 地域包括支援センター
- ・ 障がい者等基幹相談支援センター
- ・ 生活自立相談よりそい
- ・ ボランティア連絡会
- ・ 国際交流協会
- ・ 子育てサポーター
- ・ 社会福祉協議会
- ・ 民生委員・児童委員協議会
- ・ フードパントリー

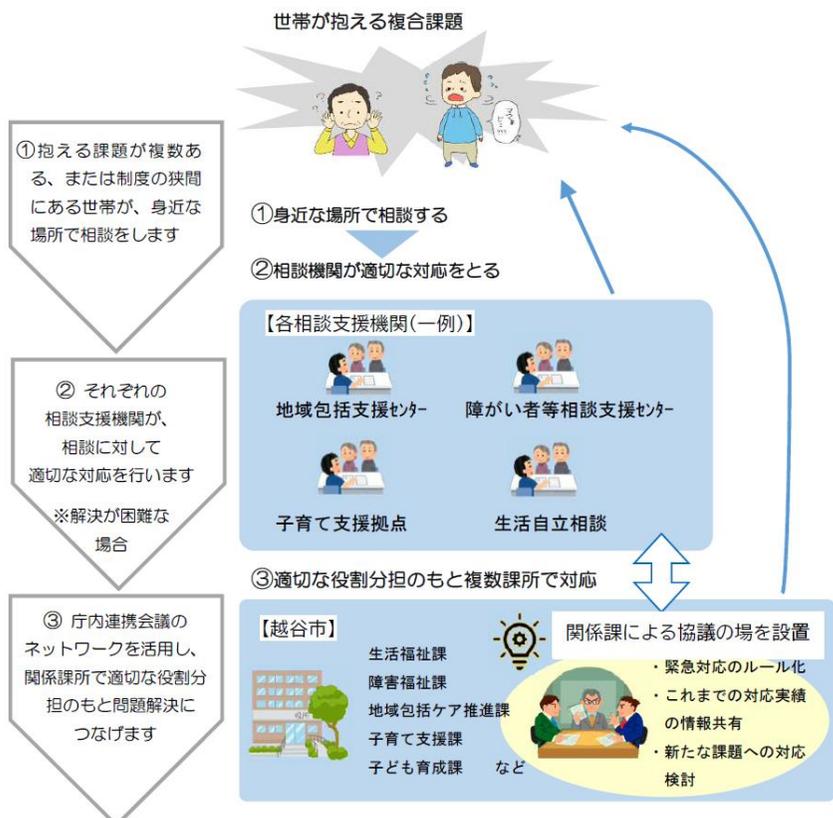


## 重点事業③

### 分野横断型の包括的な相談支援体制の構築

複雑化・複合化しているケース、制度の狭間にあるケースなどに対し、対応策について庁内で検討できる会議体を設置

対応の流れ(例)



### 【6部・11課所】

部	課所
地域共生部	地域共生推進課、地域包括ケア課
市民協働部	くらし安心課
福祉部	福祉総務課、生活福祉課、障害福祉課
子ども家庭部	子ども施策推進課、子ども福祉課
保健医療部	健康づくり推進課（子育て世代包括支援センター） 保健総務課こころの健康支援室
学校教育部	教育センター

## ② 重層的支援体制整備事業

越谷市は令和4年度から開始

- ・ 地域共生社会の実現に向け、市町村が取り組む事業（社会福祉法第106条の4第2項）
- ・ 複合的な課題を抱えた市民の相談を包括的に受け止め、**継続的な伴走支援を実施することで、課題の解決を目指す**もの。

### 新たな事業の全体像

#### I 相談支援

##### 包括的な相談支援の体制

- ・ 属性や世代を問わない相談の受け止め
- ・ 多機関の協働をコーディネート
- ・ アウトリーチも実施

#### II 参加支援

- ・ 既存の取組で対応できる場合は、既存の取組を活用
- ・ 既存の取組では対応できない狭間のニーズにも対応（既存の地域資源の活用方法の拡充）

（狭間のニーズへの対応の具体例）

就労支援      見守り等居住支援

生活困窮者の就労体験に、経済的な困窮状態になりひきこもり状態の者を受け入れる 等

#### III 地域づくりに向けた支援

##### 住民同士の顔の見える関係性の育成支援

- ・ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所の確保
- ・ 多分野のプラットフォーム形成など、交流・参加・学びの機会のコーディネート

⇒新たな参加の場が生まれ、地域の活動が活性化

I～IIIを通じ、  
・ 継続的な伴走支援  
・ 多機関協働による支援を実施

### 縦割りの解消

縦割りが過ぎると、部署間の連携コストは高くなる

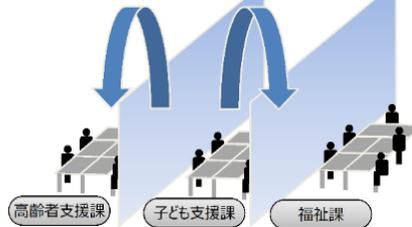
- ✓ 対象者別の制度間の壁が高すぎると、縦割りの弊害が最大化し、支援対象者への円滑なリーチアウトができなくなる。
- ✓ 重層的支援体制整備事業は、この「高すぎる壁」問題へのアプローチである。

✗ 制度間の壁を全部取り払ったら大混乱

現場の壁をすべて取り払えば、役割分担もできず、現場は混乱に陥るだけ。一定の組織的区分は業務の適切な運用に不可欠。各分野の制度を、ひとまとめにするわけではない。

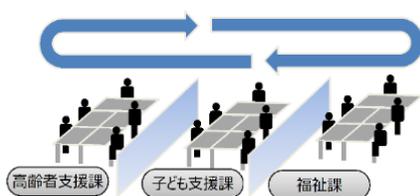


壁が高すぎて、連携コストが高い



○ 制度間の壁は残しつつ、壁を低くして風通しを良くする

既存制度の制度間の仕切りは残したまま、対象者別の制度の壁を低くすることで、風通しを良くし、スムーズな連携を目指す。スムーズな連携を阻害しているのは何かを検討することが大切。



## ■ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
Ⅰ 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援(よりそい)	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
Ⅱ 参加支援 参加支援事業		※新規事業	
Ⅲ 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア・きらぽ)	地域包括ケア課 地域共生推進課
		生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課
		地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	子ども施策推進課 保育施設課
		共助の基盤づくり事業(※新規事業)	地域共生推進課

本市では、「多機関協働事業」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援事業」、「参加支援事業」の新規事業を越谷市社会福祉協議会に委託。  
「包括的相談支援事業」、「地域づくり事業」は従前の体制で実施している。

## ■ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
一 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	<b>多機関協働事業</b>	<b>※新規事業</b>	<b>越谷市社会福祉協議会 に委託</b>
<b>アウトリーチ等を通じた継続的支援事業</b>	<b>※新規事業</b>		
<b>II 参加支援 参加支援事業</b>	<b>※新規事業</b>		
III 地域づくりに向けた 支援  地域づくり事業		一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座、きらぽ・介護支援ボランティア)	地域包括ケア課 地域共生推進課
		生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課
		地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども施策推進課
			保育施設課
		共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課

相談フェーズ

○ 包括的相談支援事業（断らない相談により対応）

【担当】

- ・地域包括支援センター
- ・障がい者等基幹相談支援センター
- ・保育コンシェルジュ
- ・子育て世代包括支援センター
- ・生活自立相談よりそい
- ・市役所関係各課



（複雑・複合的な課題がある場合…）

（ない場合…）

既存のサービスで対応

支援調整フェーズ

○ 多機関協働事業（課題の整理・調整・支援プランの作成等）

【担当】・社会福祉協議会のCSW ・地域共生推進課

重層的支援会議（支援方法の協議）

- ・社会福祉協議会のCSW
- ・地域共生推進課
- ・相談支援事業者
- ・市役所関係各課
- ・地域共生社会の実現に向けた庁内連携会議

支援フェーズ

プラン確定後  
各事業へつなぐ

○ 地域づくり事業

（交流できる場の整備・地域活動の活性化）

【事業名】

- ・一般介護予防事業
- ・生活支援体制整備事業
- ・地域活動支援センター事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・共助の基盤づくり事業



↑ 状態が良くなれば  
自主的な参加も…

○ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

（社会や人との関わりが困難な人に対し、訪問などを通じ、つながり続ける伴走支援を実施）

【担当】・社会福祉協議会のCSW

○ 参加支援事業

（就労や生産活動など、社会とのつながりを作るための支援を実施）

【担当】・社会福祉協議会のCSW

## ・ 包括的相談支援事業で

相談を受け止め、複雑・複合的な課題がある場合  
多機関協働事業へ

## ・ 多機関協働事業で

庁内外の関係機関による支援プランの協議、情報共有を行い、支援に向けた連携体制を整備

## ・ アウトリーチ等を通じた 継続的支援事業

## ・ 参加支援事業・地域づくり事業で

課題の解決や社会とつながるための支援を行う

社協に配置したCSWが中心となり、  
支援の調整を行います

\*CSW…コミュニティソーシャルワーカーの略。  
地域住民から寄せられた相談などをきっかけに、個別に必要な支援につなげたり、地域のネットワークづくりなどに取り組む専門職のこと。

令和5年度は、**6名配置**



## 重層的支援体制整備事業により前進している事例

### 《障がい・生活困窮・ネグレクト問題を抱える世帯》

- ・父（40代）、母（40代）、子（中学生）の3人世帯。
- ・両親は統合失調症を抱え、仕事ができず、生活保護を受給。
- ・自宅から悪臭が発生。子の衛生状態も好ましくない。
- ・複数の相談支援機関が関わりを持っているが、支援拒否気味であり、社会からも孤立気味。

	重層会議前の状況	重層会議後の対応
福祉的な支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各分野の職員がそれぞれ支援を試みるが支援拒否気味。</li> <li>・本人たちの問題意識も欠如している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社協のCSWが中心となり、<b>定期的な訪問</b>を行う。</li> <li>・課題を整理し、<b>子の生育環境の改善</b>を目指し、継続的な支援を実施。</li> <li>・新たな相談支援機関<b>(スクールソーシャルワーカー)</b>も介入。</li> </ul>
社会とのつながり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会から孤立気味。</li> </ul>	娘に対して、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<b>地域の子ども食堂</b></li> <li>・ボランティアによる<b>学習支援</b></li> <li>・<b>主任児童委員</b>が関わりを持ち始める。</li> </ul>

## ■ 重層的支援体制整備事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
I 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会 に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
II 参加支援 参加支援事業		※新規事業	
III 地域づくりに向けた支援 地域づくり事業		一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座・介護支援ボランティア・きらぽ)	地域包括ケア課 地域共生推進課
		<b>生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)</b>	<b>地域共生推進課</b>
		地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課
		地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども施策推進課
			保育施設課
共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課		

## ■ 地域づくりに向けた支援（生活支援体制整備事業）

生活支援コーディネーターの配置や協議体の設置を通じて、**地域住民が地域の高齢者を支える互助の取組みの基盤整備を行う。**

生活支援コーディネーター  
(地域支え合い推進員)



協議体（地域支え合い会議）



- ・地域にはどんなサービスがあるか？  
足りないサービスはどんなものか？  
を調べます。
- ・お手伝いしたい人とお願いしたい人  
をつなげます。 など

- ・みんなで一緒に地域の助け合い  
づくりを考えます。
- ・お互いの活動について意見交換  
や情報交換をします。 など

## 生活支援体制整備事業の実施状況

<地域支え合い会議による具体的な成果>

**荻島地区**では…

交通不便地域の買い物支援に関して話し合い、民間の**移動スーパーが地区を巡回**するようになりました。



**桜井地区**では…

草取りや電球交換など、**簡単な生活支援サービスをボランティアで実施する**仕組みができました。

**みなさんの 案 おちからになります！**

桜井地区の住民が生活のお手伝いをいたします。この活動は越谷市の事業に基づいて、桜井地区の住民が有志で行っています。

100円

500円

…申込の流れ…

①お電話で申込みください。

②お電話の内容をお話し、お手持いさんを渡します。

③お手持いさんが帰ります。

ご依頼は… **桜井支え合い活動** 電話： \_\_\_\_\_ まで！

**あなたの力 案 貸してください！**

桜井地区では、地域住民の支え合い活動に取り組んでいます。自分にできる内容で活動しませんか？

- 活動できる内容に○を付けてください。  
・ゴミ出し ・電球交換 ・草取り ・買い物 ・話し相手
- 活動に活かせる特技、趣味がありましたら記入してください。  
(例：樹木の剪定、料理、裁縫、パソコン・スマホ操作など)

お手伝いさん登録情報 (申込日: 年 月 日)

氏名	性別	男・女	年齢	歳
住所 越谷市				
連絡先	〒	日・月・分・秒・千・十	TEL: 044-288-8888	

\* 支え合い活動にご協力いただいた方には、謝礼を差し上げます。(金額は100円か500円で、作業内容によって異なります。)  
\* 登録は、この用紙を直接お持ちいただくか、メール等でご連絡ください。受付場所: 〇〇〇〇 TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇 メール: 〇〇〇〇

## ■ 重層的支援体制整備事業 各事業の概要

事業名		該当する事業・取組み	担当課
I 相談支援	包括的相談支援事業	地域包括支援センター	地域包括ケア課
		障がい者等基幹相談支援センター	障害福祉課
		自立相談支援（よりそい）	生活福祉課
		保育コンシェルジュ	保育入所課
		子育て世代包括支援センター	健康づくり推進課
	多機関協働事業	※新規事業	越谷市社会福祉協議会 に委託
アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	※新規事業		
II 参加支援 参加支援事業	※新規事業		
III 地域づくりに向けた 支援 地域づくり事業	一般介護予防事業 (介護予防リーダー養成講座、 <b>きらポ</b> ・介護支援ボランティア)	地域包括ケア課 <b>地域共生推進課</b>	
	生活支援体制整備事業(地域支え合い会議)	地域共生推進課	
	地域活動支援センター事業 (地域活動支援センターⅠ型・Ⅲ型)	障害福祉課	
	地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）	子ども施策推進課	
		保育施設課	
共助の基盤づくり事業（※新規事業）	地域共生推進課		

## ■ 地域づくりに向けた支援（きらポ） **令和5年6月開始**

- スマートフォンアプリを活用した高齢者向け健康事業
- アプリの目標(歩数・脳トレ・食事管理)達成や市の事業・ボランティアに参加することでポイントがたまる
- ためたポイントは、PayPayで使うことができる(1pt=0.7PayPay)



(きらポ出張講座の様子)

# 「地域共生社会の実現」に向けて 引き続きのご協力をお願いします

